

社会保険の加入義務



国籍に関係なく
日本の会社で働けば社会保険へ加入します。

「社会保険」には
健康保険と年金があります。

社会保険の保険料は会社が**半分**負担します。

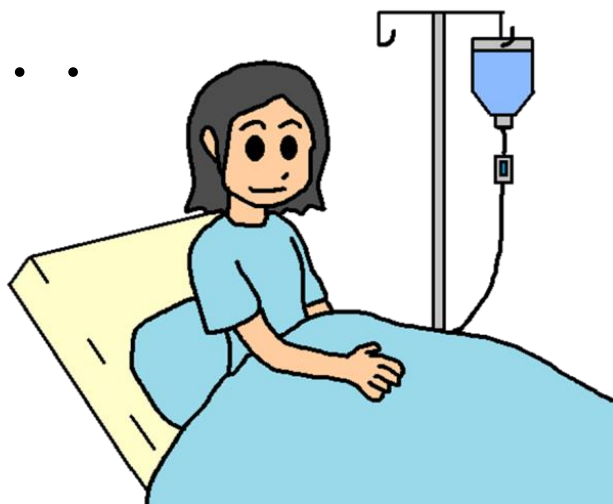
また被保険者の家族を扶養に入れても
保険料は**変わりません！**
(健康保険の扶養家族になるには
一定の条件を満たすことが必要です)

健康保険

健康保険に加入すれば、
病気やけがをしたときに
医療費が **3割**※の負担で済みます。
※年齢などにより負担割合は異なります。

健康保険には医療費以外にも補助金があります！

- ・ 出産の費用
- ・ 病気休職中の休業補償
- ・ 産休中の休業補償
- ・ 埋葬の費用
- ・ 健康診断の補助金など . . .



年金

年金は将来年老いた時や障害を負った時の生活費として支給されます。

国籍に関係なく年金に加入します。
国同士の協定により、日本の年金加入期間も自国の社会保障の期間に通算されます。

また5年以内の派遣就労者には、
二重払いにならないよう加入が免除されます。

また日本国籍を有しない方が、健康保険の被保険者でなくなり、日本を出国する場合は、
出国後脱退一時金を請求することができます。

年金の手続きについて詳しくは「日本年金機構」の年金事務所にお問い合わせください。



～保険証の使い方～

日本には公的健康保険制度があり、どの病院・調剤薬局でも国が定めた金額で診療を受けることができます。



診察・検査



薬

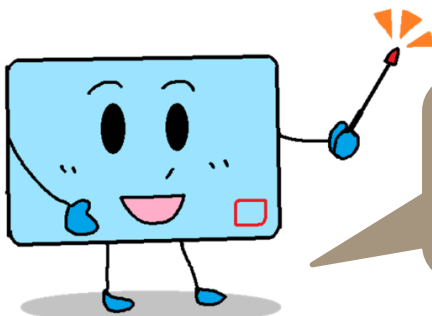
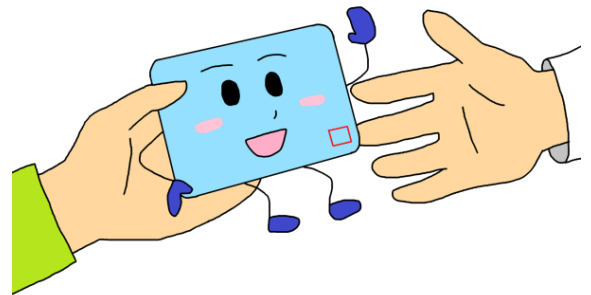


処置・手術



入院

保険証を病院に提示すれば、
患者の支払いは医療費の
3割で済みます。
残りの7割は加入している
各健康保険が負担します



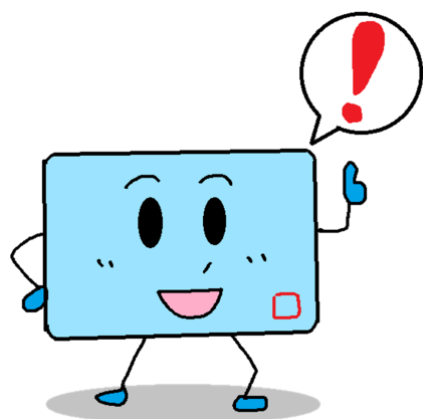
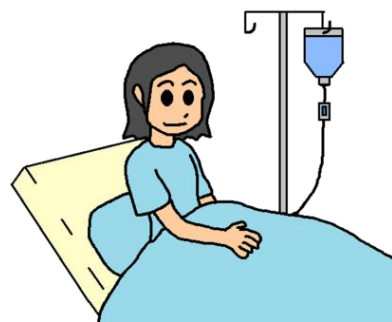
ただし、すべての受診に健康保険が
適応されるわけではありません

- ・単なる疲労や倦怠
 - ・美容目的の整形手術
 - ・予防注射
 - ・正常な妊娠、出産
 - ・経済的理由による人工妊娠中絶
 - ・研究中の先進医療
- これらは基本的に健康保険の対象外です

医療費が高額になりそうなとき ～限度額適用認定証～

入院した場合などは、医療費が高額となる場合があります。

「保険証」を提示すれば
患者の負担額は
医療費の3割となりますが、
それでもかなり高額になります。



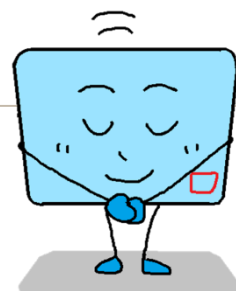
しかし「**限度額適用認定証**」を
病院に提示すれば、

**一定の限度額を支払うだけで
済みます。**

高額な医療費を全て負担する必要は
ありません。

「**限度額適用認定証**」は加入している
各健康保険の窓口申請すれば
入手することができます。

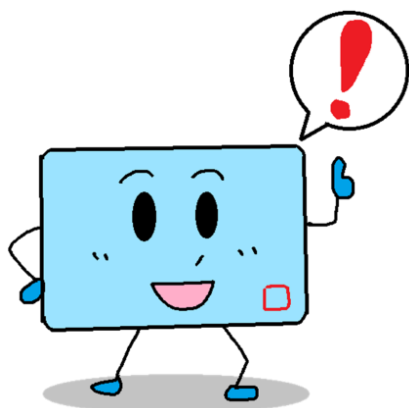
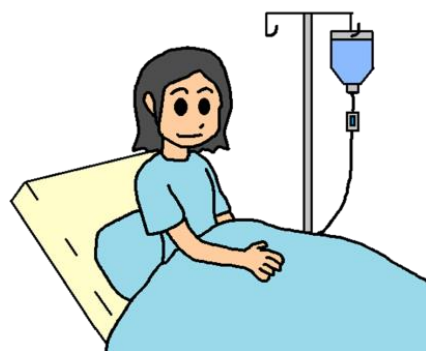
協会けんぽの保険証をお持ちの方は
Webサイトから申請書をダウンロードして印刷し、記入後加
入している協会の都道府県支部に郵送してください。
後日「限度額適用認定証」がご自宅に郵送されます。



医療費が高額になったとき ～高額療養費制度～

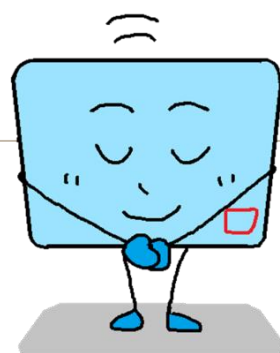
入院した場合など、医療費が高額となる場合があります。

「保険証」を提示すれば
患者の負担額は
医療費の3割となりますが、
それでもかなり高額になります。



しかし
「高額療養費」を申請すれば、
医療費が一定額を超えた分が
払い戻されます。

「高額療養費」は加入している
各健康保険の窓口申請書を郵送することで、
請求できます。
協会けんぽの保険証をお持ちの方は
Webサイトから申請書をダウンロードして
印刷し、記入後加入している協会の都道府県支部に
郵送してください。
3～4か月後、高額療養費が被保険者名義の口座に
振り込まれます。



医療費が高額になったとき



【対象者】

1 か月の医療費が一定の基準額を超えた加入者

【手続き方法】

協会けんぽWebサイトから印刷した申請書を郵送する

【支給金額】

給与に応じた基準額を超えた額

例：給与260,000円／月以下の人
「支払った医療費200,000円」－「基準額57,600円」
＝142,400円が払い戻されます

【振り込み先】

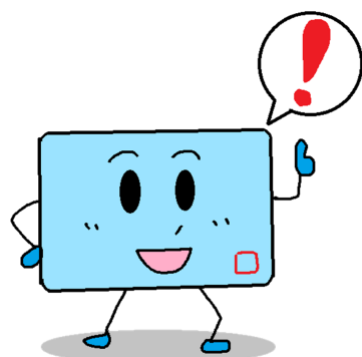
被保険者名義の口座

【注意事項】

- ・あなたの給与額によって、基準額は変動します
- ・病院や調剤薬局が別々であっても医療費を合算することができます
- ・健康保険の扶養家族の医療費は合算することができます

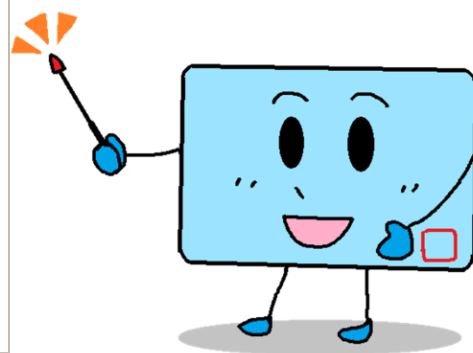
子供が産まれたとき ～出産育児一時金制度～

正常な妊娠・出産にかかる費用
は健康保険の対象外です。
3割負担での受診はできません。



しかし「**出産育児一時金**」
直接支払制度の手続きをすれば、
出産費用が補助され、
病院では補助される額を超えた
分のみの費用負担で済みます。

「**出産育児一時金**」は
病院で手続きができます。
病院で直接支払制度の利用を
申し出る書類に署名をして
ください。



子供が 産まれたとき



【対象者】 妊娠85日以降に出産した加入者。
(死産含む)

【手続き先】 病院
(差額を受け取る場合は加入している協会けんぽの支部に申請してください)

【手続き方法】 病院で利用を申し出る書類に署名する

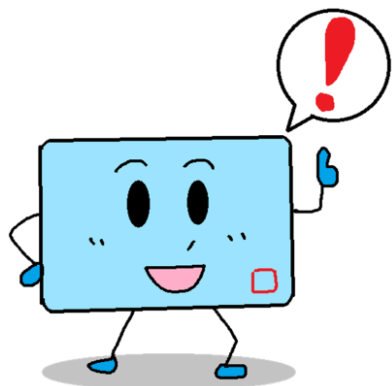
【支給金額】 42万円／1児につき
(産科医療補償制度*に加入していない病院の場合は40.4万円)

※分娩に関連して重度脳性麻痺となった赤ちゃん
と家族の経済的負担を補償する制度

【振り込み先】 病院
(ただし出産費用が42万円未満だった場合は残りのお金は加入者本人に支払われます。
後日協会けんぽから手続きのための書類を加入者本人へ郵送します)

出産で仕事を休んで給料が 支払われないとき ～出産手当金制度～

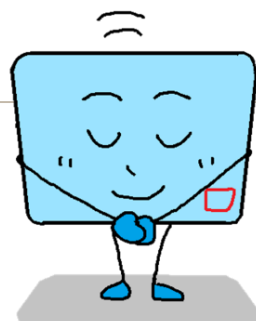
妊娠や出産で長期間仕事を休むと、
給料が支払われなくなり
生活費に困ることがあります



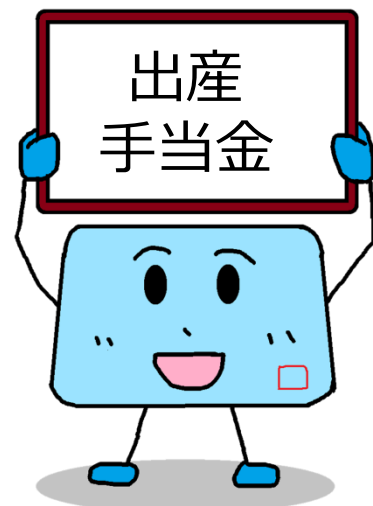
しかし「**出産手当金**」を
請求すれば、生活補償として
手当金が健康保険より
支給されます。

「出産手当金」は加入している各健康保険の
窓口で申請書を郵送することで請求できます。
協会けんぽの保険証をお持ちの方は
Webサイトから申請書をダウンロード
して印刷してください。

申請書に病院や勤務先の証明を受けた上で、
加入している協会の都道府県支部に郵送してください。
後日手当金が指定の口座に振り込まれます。



出産で仕事を休んで 給料が 支払われないとき



【対象者】

出産のため仕事を休み、
かつその間の給与を受け取っていない被保険者

【手続き方法】

協会けんぽWebサイトから印刷した申請書に記入し、
郵送する

【支給金額】

- ・直近12か月の給与※を平均した額の2/3
(※勤務先が社会保険に申請している給与総額。
手取り金額とは一致しません。)
- ・産前42日間＋産後56日間

【振り込み先】

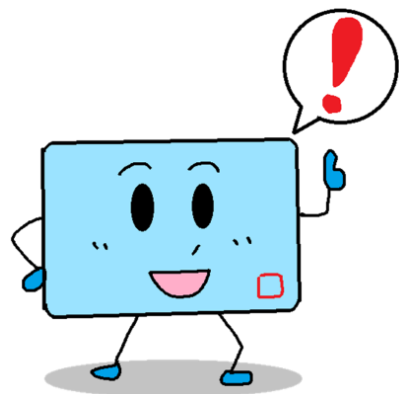
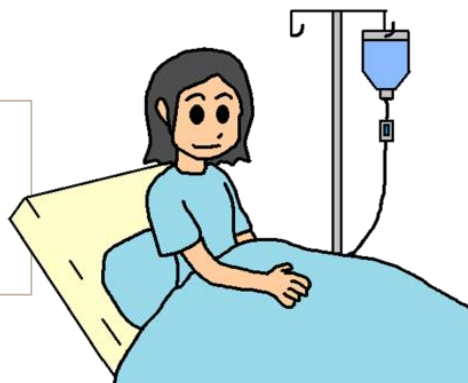
被保険者名義の口座

【注意事項】

- ①「病院」で申請書に「出産の事実の証明」を受ける必要があります
- ②「勤務先」で申請書に「休業し給与が支払われていないことの証明」を受ける必要があります

病気で仕事を休んで給料が 支払われないとき ～傷病手当金制度～

病気やけがで長期間仕事を休むと、
給料が支払われなくなり
生活費に困ることがあります

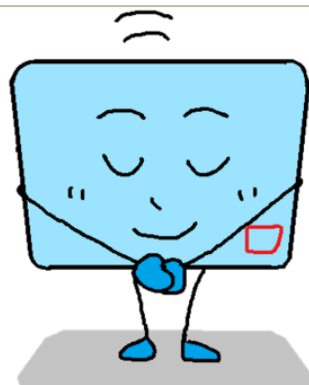


しかし「**傷病手当金**」を
請求すれば、生活補償として
手当金が健康保険より
支給されます。

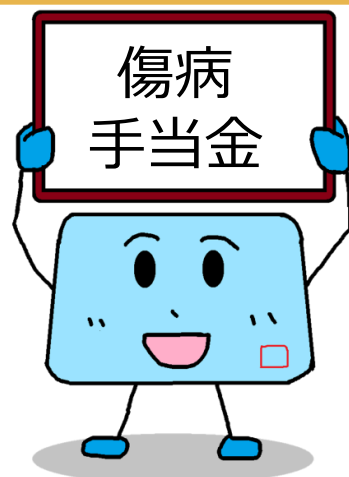
「傷病手当金」は加入している
各健康保険の窓口に申請書を
郵送することで請求できます。

協会けんぽの保険証をお持ちの方は
Webサイトから申請書をダウンロード
して印刷してください。

申請書に病院や勤務先の証明を受けた上で、
加入している協会の都道府県支部に郵送してください。
後日手当金が指定の口座に振り込まれます。



病気で仕事を休んで 給料が 支払われないとき



【対象者】

病気やけが（業務上の病気、けがを除く）で仕事を4日以上休み、かつその間の給与を受け取っていない被保険者

【手続き方法】

協会けんぽWebサイトから印刷した申請書に記入し郵送する

【支給金額】

- ・ 直近12か月の給与※を平均した額の2/3
- ・ 支給を受けることのできる期間は最長で1年6か月（※勤務先が社会保険に申請している給与総額。手取り金額とは一致しません。）

【振り込み先】

被保険者名義の口座

【注意事項】

- ① 「病院」で申請書に「働けない状態であることの証明」を受ける必要があります
- ② 「勤務先」で申請書に「休業し給与が支払われていないことの証明」を受ける必要があります

亡くなられたとき ～埋葬料制度～

健康保険に加入している方が亡くなった場合は、
「埋葬料」が支給されます

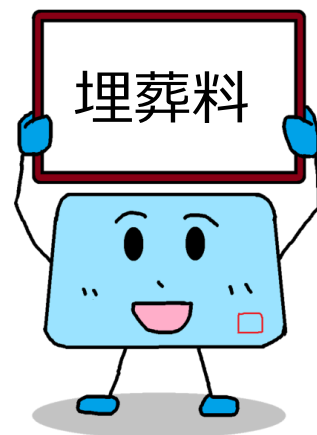


「埋葬料」は加入している各健康保険の窓口申請書を郵送することで請求できます。

協会けんぽの保険証をお持ちの方は
Webサイトから申請書をダウンロードして印刷し、
記入後加入している協会の都道府県支部に
申請書を郵送してください。
後日埋葬料が指定の口座に振り込まれます。



亡くなられたとき



【対象者】

病気やけがで亡くなられた加入者
(業務上の病気、けがを除く)

【手続き方法】

協会けんぽWebサイトから印刷した申請書に
記入し郵送する

【支給金額】

50,000円

【振り込み先】

家族が亡くなった場合 → 被保険者
被保険者が亡くなった場合 → 生計維持関係のある家族

【注意事項】

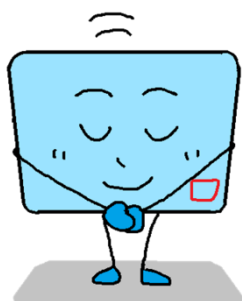
被保険者が亡くなった場合に限り、生計維持関係が
なくても埋葬をした方から申請することができます。
ただし、その場合の支給金額は50,000円以内で
実際に埋葬に要した費用です。

保険証を忘れたとき

～療養費～

加入者が保険証を持たずに医療機関にかかった時は、まずは医療費を全額（10割）お支払ください。後日、ご加入の健康保険へ申請すると費用の一部が「療養費」として払い戻されます。

*健康保険の手続き中で保険証が届いていない等、健康保険が認めた理由がある場合に限り支給されます。



医療保険制度の一般的な説明です。
例外的なケースもございますが、
あらかじめご了承ください。

保険証を忘れたとき

～療養費～

【対象者】

協会けんぽの加入者

【手続き方法】

「療養費支給申請書（立替払等）」を協会けんぽのWEBサイトからダウンロードし、印刷してください。申請書と必要書類を加入している協会けんぽの支部に郵送します。

【必要書類】

- 領収書
- 診療明細書（傷病名の記載があるもの）
- ※必要書類は原本を添付してください

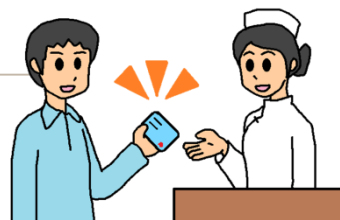
【振込先】

被保険者名義の口座

【注意事項】

- 保険外診療は、「療養費」の支給対象にはなりません

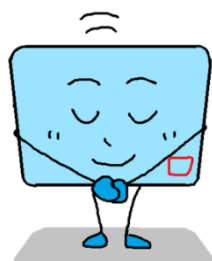
医療保険制度の一般的な説明です。
例外的なケースもございますが、
あらかじめご了承ください。



治療用装具を購入したとき ～療養費～

医師の指示により装具を作るときは、
まずは装具業者に費用を全額（10割）お支払い
ください。
後日、ご加入の健康保険へ申請すると費用の
一部が「療養費」として払い戻されます。

	○対象となる装具	✕対象とならない 装具
健康保険加 入者	コルセット 関節固定器 義手・義足・義眼 弾性着衣 など	補聴器 マウスピース など
小児 （9歳未満 の健康保険 加入者）	眼鏡 コンタクトレンズ （小児弱視等の治療 目的）	



医療保険制度の一般的な説明です。
例外的なケースもございますが、
あらかじめご了承ください。

治療用装具を購入したとき

～療養費～

【対象者】

協会けんぽの加入者

【手続き方法】

「療養費支給申請書（治療用装具）」を協会けんぽのWEBサイトからダウンロードし、印刷してください。申請書と必要書類を加入している協会けんぽの支部に郵送します。

【必要書類】

- 装具を購入した際の領収書
- 保険医の証明書等
- 患者の検査結果（小児弱視等の治療目的の場合）
- 装具の現物写真（靴型装具の場合）

※必要書類は原本を添付してください

【振込先】

被保険者名義の口座



【注意事項】

- 支給される金額は年齢により異なります。
- 怪我で装具を購入した場合は、「負傷原因届」も必要です。（業務上・通勤途上の怪我の場合は健康保険は使えません。）

医療保険制度の一般的な説明です。
例外的なケースもございますが、
あらかじめご了承ください。

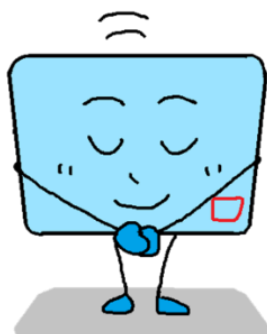
海外で病気や怪我をしたとき

～海外療養費～

海外旅行や海外赴任中に、急な病気やけがで現地の病院を受診し、医療費を全額自費負担した場合、後日、ご加入の健康保険へ申請すると費用の一部が「療養費」として払い戻されます。

*病気や怪我の治療を目的として渡航し、海外の病院に行った場合は、支給対象にはなりません。

*海外で支払われた費用ではなく、日本国内で治療した場合の治療費を基準として支給額を決定します。



医療保険制度の一般的な説明です。
例外的なケースもございますが、
あらかじめご了承ください。

海外で病気や怪我をしたとき

～海外療養費～

【対象者】

協会けんぽの加入者

【手続き方法】

「海外療養費支給申請書」「同意書」を協会けんぽのWEBサイトからダウンロードし、印刷してください。申請書・同意書と必要書類を協会けんぽ神奈川支部に郵送します。

【必要書類】

- 診療内容明細書
- 領収明細書
- 現地で支払った領収書
- ※外国語の書類は翻訳書類も添付してください。
- ※原本を添付してください
- 受診者の渡航期間がわかる書類（例：パスポートのコピー）



【振込先】

被保険者名義の口座

※海外への送金はできません

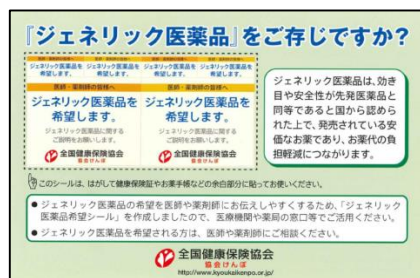
【注意事項】

- 日本国内で保険診療となっていない医療行為や薬が使用された場合は、支給対象にはなりません。（美容整形など）
- 怪我の場合は、「負傷原因届」も必要です。

医療保険制度の一般的な説明です。
例外的なケースもございますが、
あらかじめご了承ください。

ジェネリック医薬品に切り替えると お薬代が安くなります

- ・ジェネリック医薬品を希望される方は、医師や薬剤師にご相談ください
- ・ジェネリック医薬品は効き目や安全性が先発医薬品と同等であると国から認められた安価なお薬であり、お薬代の負担軽減につながります
- ・すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません
- ・使用できる病気（効能）が異なる場合や、在庫がない場合など切り替えることができない場合があります



このシールを保険証やお薬手帳に貼れば、言葉で説明しなくても医療機関にジェネリック医薬品を希望する意志が伝えられます。

日本語が苦手で病院に説明できなくても大丈夫！

お勤めの会社などを通じ
協会けんぽへご連絡ください。

ジェネリック医薬品希望シールをお送りします。



このシールを保険証に貼ると お薬が安くなります

健康保険 被保険者証

本人（被保険者） 00111
平成26年 6月25日交付

記号 21700023 番号 21

氏名 キョウカイ 太郎
生年月日 平成 元年 5月 10日
性別 男
資格取得年月日 平成 26年 6月 1日

事業所名称 ○○ 株式会社

保険者番号 01010016

保険者名称 全国健康保険協会 ○○支部

保険者所在地 ○○市○○区○○町○-○-○

印

ジェネリック医薬品を希望します。

ジェネリック医薬品に
切り替えるとお薬代が
安くなります

日本語が苦手で病院に
説明できなくても大丈夫

『ジェネリック医薬品』をご存じですか？

医師・薬剤師の皆様へ	医師・薬剤師の皆様へ	医師・薬剤師の皆様へ	医師・薬剤師の皆様へ
ジェネリック医薬品を希望します。	ジェネリック医薬品を希望します。	ジェネリック医薬品を希望します。	ジェネリック医薬品を希望します。
ジェネリック医薬品を希望します。	ジェネリック医薬品を希望します。	ジェネリック医薬品を希望します。	ジェネリック医薬品を希望します。

ジェネリック医薬品は、効き目や安全性が先発医薬品と同等であると国から認められた上で、発売されている安価なお薬であり、お薬代の負担軽減につながります。

このシールは、はがして健康保険証やお薬手帳などの余白部分に貼ってお使いください。

- ジェネリック医薬品の希望を医師や薬剤師にお伝えしやすくするため、「ジェネリック医薬品希望シール」を作成しましたので、医療機関や薬局の窓口等でご活用ください。
- ジェネリック医薬品を希望される方は、医師や薬剤師にご相談ください。

全国健康保険協会
協会けんぽ
<http://www.kyouseikaikenpo.or.jp/>

ジェネリック
医薬品希望
シール

「協会けんぽの健康診査のご案内」

年に1回の健康診査を受け、
ご自分の健康チェックを
しましょう！

協会けんぽでは健診費用の
一部を補助しています。
ぜひご利用ください

[発行]全国健康保険協会滋賀支部
滋賀県大津市梅林1-3-10
滋賀ビル4階
T E L : 077-522-1099 (代表)

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shiga/>



[2019.11.20作成]



全国健康保険協会 滋賀支部
協会けんぽ